

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除湿機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
（うち石油ストーブ（開放式）2件、石油温風暖房機（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 9件  
（うち照明器具1件、コンセント付洗面化粧台1件、  
凍結防止用ヒーター（水道用）1件、扇風機1件、  
デスクトップパソコン1件、  
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、  
LEDランプ（電球型）1件、蓄熱式電気暖房器1件、除湿機1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 8件  
（うちリチウム電池内蔵充電器2件、タブレット端末1件、  
ポータブル電源（リチウムイオン）2件、マイク（充電式）1件、  
IH調理器1件、電気冷蔵庫1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300814、A202300935、A202300968、A202400675、A202400812、A202401147、A202401244、A202500048を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### アイリスオーヤマ株式会社が輸入した除湿機について

(管理番号：A202501320)

#### ①事故事象について

アイリスオーヤマ株式会社（法人番号：3370001006799）が輸入した除湿機を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

#### ②当該製品のリコール（点検・修理）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、転倒時オフスイッチの不具合により、当該スイッチが異常発熱し、発煙・発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）8月24日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同日以降、顧客情報を保有している消費者へのダイレクトメール送付及び店頭告知を行い、点検及び修理を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202501320）の事故の原因が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

#### ③対象製品：製品名、品番、シリアルNo.、販売期間、対象台数

製品名	品番	シリアルNo.	販売期間	対象台数
除湿機（デシカント式）	EJD-70N	121200001 ～ 160299999	2013年1月 ～ 2016年7月	26,551

2016年（平成28年）8月24日からリコール（点検・修理）を実施

改修率：62.3%（2026年2月28日時点）

#### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2012年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	1	火災	2018年度	0	—
2024年度	1	火災	2017年度	1	火災
2023年度	0	—	2016年度	3	火災
2022年度	2	火災	2015年度	1	火災
2021年度	1	火災	2014年度	0	—
2020年度	0	—	2013年度	0	—
2019年度	0	—	2012年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202501320）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>  
対象製品の外観

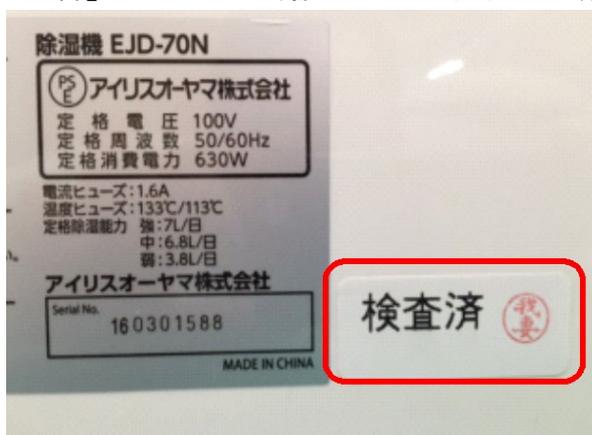


対象製品の確認方法

製品背面に貼られているシールで品番とシリアルNo.を御確認ください。  
品番がEJD-70NでシリアルNo.121200001~160299999のものが対象となります。



品番とシリアルNo.が対象製品に該当するものであっても、シリアルNo.の脇に「検査済」のシールが貼られているものは既に点検・修理対応されているものです。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アイリスオーヤマ株式会社 除湿機 EJD-70N 専用アイリスコール

電話番号：0800(222)8989（無料）

※携帯電話・PHSからも御利用できます。

受付時間：9時～17時（月～金曜日）

9時～12時、13時～17時（土・日・祝日）

※年末年始、夏季休業期間、事業者都合による休日は除く。

ウェブサイト：<https://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/ejd-70n.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：荒木、別所、上田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：日野、山田、中谷

電話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501312	令和8年2月7日	令和8年3月5日	石油ストーブ(開放式)	GKP-P243N(株式会社グリーンウッドブランド)	株式会社千石(株式会社グリーンウッドブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月26日
A202501313	令和8年2月3日	令和8年3月5日	石油温風暖房機(開放式)	FW-32S5	ダイニチ工業株式会社	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月24日
A202501316	令和8年2月9日	令和8年3月6日	石油ストーブ(開放式)	CFH-E308	三洋電機株式会社	火災	建物1棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生し、4名が軽傷を負った。屋外に当該製品があった。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300814	令和5年11月17日	令和5年12月20日	照明器具	20139652	イケア・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、変圧器内部で内部配線の圧着端子にカシメ不良があったため、接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。	長野県	令和5年12月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300935	令和6年1月9日	令和6年1月25日	コンセント付洗面化粧台	MFA-601	株式会社INAX(現株式会社LIXIL)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、コンセント裏面に接続された内部配線が異常発熱して焼損したものと推定されるが、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	香川県	令和6年1月30日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300968	令和5年12月30日	令和6年2月1日	凍結防止用ヒーター(水道用)	PTC-L	電熱産業株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、トイレのロータンク内にヒーター部を水没させて使用する製品であるが、カタログの誤記から床下の給湯配管の外周部に取り付けて使用したため、ヒーター部の塩化ビニル製樹脂製外郭が耐熱温度を超えて加熱されたことにより、異常発熱して焼損したものと推定される。	広島県	令和6年2月6日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400675	令和6年9月7日	令和6年10月3日	扇風機	ZLBPLDS03ZM	株式会社ホワイトストーン・ジャパン (輸入事業者)	火災	当該製品をACケーブルに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、バッテリーに内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	神奈川県	令和6年10月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

## 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400812	令和6年8月13日	令和6年11月7日	デスクトップパソコン	G15DK-R7R3070W11E	ASUS JAPAN株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、内部配線が断線、短絡したことで、スパークが生じて焼損したものと推定されるが、当該箇所の焼損が著しく、断線した原因の特定には至らなかった。	東京都	令和6年11月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202401147	令和6年12月27日	令和7年2月19日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	PJ1A-A421	IDEC株式会社	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙し、周辺を汚損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、メイン基板のインバータ部のパワートランジスタ又はフィルムコンデンサーが異常発熱して、トランジスタのゲート駆動基板周辺を焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	大阪府	令和7年2月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202401244	令和7年2月28日	令和7年3月13日	LEDランプ(電球型)	RZ1-5-6000S	株式会社RETZ (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板に実装されたLED点灯制御用IC内部のMOSFET(電界効果トランジスタ)が故障して異常発熱したため、基板の一部が焼損したものと推定されるが、故障した原因の特定には至らなかった。	三重県	令和7年3月18日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202500048	令和7年3月17日	令和7年4月18日	蓄熱式電気暖房器	ETS-700TJ	日本スティーベル株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(18年)により、基板のタブ端子のはんだ接続部が接触不良となり異常発熱したため、タブ端子のはんだ接続部と近傍の銅箔パターン間でトラッキング現象が生じ、出火したものと推定される。	北海道	令和7年4月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202501320	令和8年1月26日	令和8年3月6日	除湿機	EJD-70N	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	熊本県	令和8年2月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月23日 平成28年8月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 62.3%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501310	令和8年1月13日	令和8年3月5日	リチウム電池内蔵充電器	火災 重傷1名 軽傷1名	当該製品を充電中、異臭に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が重傷、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月2日
A202501311	令和7年12月23日	令和8年3月5日	タブレット端末	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	令和8年1月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月27日
A202501314	令和6年10月1日	令和8年3月5日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年11月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月1日
A202501315	令和7年7月11日	令和8年3月5日	マイク(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和8年1月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月3日
A202501317	令和8年2月2日	令和8年3月6日	リチウム電池内蔵充電器	火災	事務所で当該製品を鞆に入れていたところ、異臭及び発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月2日
A202501318	令和8年2月18日	令和8年3月6日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年3月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202501319	令和8年2月20日	令和8年3月6日	電気冷蔵庫	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から25年以上経過した製品 令和8年3月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501321	令和7年11月14日	令和8年3月6日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年11月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件  
該当案件なし